



「サプライヤー行動規範」を策定

建設関連製品事業や海洋事業等を展開する岡部株式会社（本社：東京都墨田区、代表取締役 社長執行役員：河瀬博英）は、「サプライヤー行動規範」を策定しました。本行動規範は、気候変動をはじめとする地球環境問題や人権問題など、多岐に渡る社会課題の解決に向けて、サプライヤー様と協働し、サプライチェーン全体での取組みをさらに推進するため、2022 年に策定した調達方針に基づき、サプライヤー様に具体的に実践・遵守いただきたい行動・活動についてまとめたものです。

当社グループは今後、サプライヤー様に対して本行動規範の周知・浸透を図り、サプライチェーンにおけるリスクの把握・軽減に向けて、本行動規範の遵守状況の確認等の実施により、責任あるサプライチェーンの構築を目指してまいります。

（関連資料）[岡部グループ調達方針](#)

〈本件に関する報道関係者様からのお問合せ〉 [岡部株式会社](#) サステナビリティ推進室
TEL: 03-3623-6136 MAIL: a008@okabe.co.jp

サプライヤー行動規範（サプライヤー企業様へのお願い）

本規範は、岡部グループ調達方針に基づき、サプライヤー様に具体的に実践・遵守いただきたい行動・活動についてまとめたものです。当社が事業を展開するにあたっては、当社のみならず、サプライヤー様も含めたサプライチェーンにおいて、社会的責任を果たすことが求められます。サプライヤー様におかれましては、本規範制定の趣旨をご理解いただき、その遵守およびサプライチェーンへの展開・普及をお願いします。

1. 公正・公平な取引

国内外のすべての取引先に対して、公正・公平に参入機会を設け、対等な立場で誠実な取引を行います。

1) 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領等を行いません。

2) 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しません。

3) 適切な情報開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、事業活動、サステナビリティ活動等の企業情報を適時・適切に開示し、幅広いステークホルダーとのコミュニケーションを促進します。

4) 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行い、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護します。

5) 公正なビジネスの遂行

公正な事業、競争、広告を行います。

6) 通報者の保護

通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除します。

7) 責任ある鉱物調達

紛争地域および高リスク地域で、深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こしている、またはそれらに加担している鉱物（タンタル、錫、タングステン、および金など）およびそれらを含む原料を使用しません。

2. 法令遵守

各国・地域の法令遵守はもとより、国際行動規範を尊重し、透明性のある健全で正常な企業活動を行います。

3. 安全・安心で高品質な製品・サービスの提供

安全・安心で高品質な製品・サービスの提供を行います。

1) 製品の安全性の確保

製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

2) 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される法規制の遵守はもとより、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守します。

3) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供します。

4. 人権の尊重及び労働環境・安全衛生への配慮

ステークホルダーの観点から人権を尊重し、労働環境や安全衛生にも配慮した調達活動を行います。

1) 強制労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力は用いません。また、すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守ります。

2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働させること、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させることを禁止します。

3) 労働時間への配慮

働く地域の法規制上定められている限度を超えた労働を禁止します。また、国際的な基準を考慮した上で従業員の労働時間・休日を適切に管理します。

4) 適切な賃金と手当

従業員に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守します。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮します。

5) 非人道的な扱いの禁止

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為に従業員に行うことを禁止します。また、企業が労働者に提供する寮には、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保します。

6) 差別の禁止

差別およびハラスメントを行うことを禁止します。また、従業員の宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮します。

7) 結社の自由、団体交渉権

各国・地域の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重します。

8) 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保します。

9) 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、

労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行います。

10) 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。

11) 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

12) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理します。

13) 機械装置の安全対策

従業員が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施します。

14) 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保します。

15) 安全衛生のコミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を従業員が理解できる言葉・方法で提供します。また、従業員から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築します。

16) 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行います。

5. 環境への配慮

CO₂の削減や産業廃棄物の削減等を通じて、地球環境に配慮した調達活動を行います。

1) 環境許可と報告

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組みます。

3) 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施します。

4) 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水します。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施します。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行います。

5) 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えます。

6) 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理します。

7) 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守します。

6. 情報管理

機密情報や個人情報について、関連する法令諸規則を遵守し、適切な管理を行います。

1) サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理します。

2) 個人情報の保護

サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護します。

3) 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護します。

以上

2024 年 10 月 7 日 制定